

野焼きは法律で禁止されています

「廃棄物処理法」第16条の2により、廃棄物の野外焼却（野焼き行為）が一部の例外を除き禁止されています（例外は左記参照）。

同法では「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」とあり、廃棄物の野外焼却（野焼き行為）禁止に違反した場合は、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されることがあります（廃棄物処理法第25条第1項第15号）。

◆野外焼却（野焼き行為）禁止の例外規定

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
 【例】河川管理者などが河川の管理を行うために伐採した草木

などの焼却。

②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のための焼却。

【例】災害時の木くずの焼却。

③風俗習慣上、宗教上の行事のための廃棄物の焼却。

【例】どんと焼き、門松、しめ縄などの焼却。

④農業、林業または漁業を営むうえで得ない廃棄物の焼却。
 ※家庭菜園・レジャー農園は農業ではありません。

【例】農業者が行う病害虫防除目的の稲わら、畦畔の枯草などの焼却。
 ※ピニール類は不可。

⑤焚き火など、日常生活を営むうえでの通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの（煙の量や臭いなどが近隣の迷惑にならない程度の燃焼行為）。

【例】キャンプファイヤーや庭先での小規模な落ち葉焚き。

※野外焼却（野焼き行為）禁止の例外規定とされた行為であつても、生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は行政指導の対象となります。

※消防署長へ野焼きの届出をし、受理された場合であつても



例外規定を除き野焼きは法律で禁止されています

平成 24 年度健全化判断比率および資金不足比率を公表

地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、印西市の平成 24 年度決算に基づく「健全化判断比率」と、公営企業の経営状況を示す「資金不足比率」を算定したのて下表のとおり公表します。

◆健全化判断比率

健全化を判断する指標として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の 4 指標がありますが、印西市の比率は表 1 のとおり、いずれも早期健全化基準を下回りました。

◆資金不足比率

資金不足比率は、表 2 のとおりで、水道事業会計・

下水道事業特別会計ともに、資金不足額がなかったため、数値化されませんでした。

◆総括

今回公表した健全化判断比率において、すべての指標について早期健全化基準を下回っていますが、今後も人件費の削減や事務事業の見直し、使用料・手数料の見直し、施設の整理統合と有効利用など、効率的、効果的な財政運営に努め、市民のみなさんが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。 ※詳しくは、市ホームページでも公表していますので、ご覧ください。

■財政課財政班（☎内線 481～483）。

●表 1 健全化判断比率（4 指標）●（単位：％）

指標名	指標の内容	平成 24 年度	早期健全化基準(※4)	財政再生基準(※5)	
①実質赤字比率	解説	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(※1)に対する比率	— (+10.62) (※3)	12.52	20.00
	一般家庭でのイメージ	1世帯の年間収入と支出の結果で、赤字か黒字かを判定			
②連結実質赤字比率 ※2	解説	全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	— (+20.76) (※3)	17.52	30.00
	一般家庭でのイメージ	生計をともにする世帯も含め、1年間の収入と支出の結果で赤字か、黒字かを判定			
③実質公債費比率 ※2	解説	一般会計が負担する元利償還金および準元利償還金（一般会計などからの繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるものなど）の標準財政規模に対する比率	9.9	25.0	35.0
	一般家庭でのイメージ	生計をともにする世帯も含め、その年収に占める住宅ローンなどの返済額がどの位の割合であったかを判定			
④将来負担比率	解説	一般会計が将来負担すべき実質的な負債（一般会計などが償還する地方債や負担する退職手当支給予定額など）の標準財政規模に対する比率	36.4	350.0	(※7)
	一般家庭でのイメージ	生計をともにする世帯も含め、住宅ローン残高などから、その返済に予定している貯金を差し引いた額の年収に占める割合がどのくらいであったかを判定			

●表 2 資金不足比率（公営企業会計）●（単位：％）

指標名	指標の内容(説明)	会計名	平成 24 年度	経営健全化基準(※6)
⑤資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す比率。	水道事業会計	(※3)	20.0
		下水道事業特別会計	—	

※1…標準財政規模は地方公共団体の通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示すもの
 ※2…実質公債費比率は、3 力年平均の比率です。
 ※3…赤字額および資金不足額がないため、「—」（該当なし）と表示しています。なお、健全化判断比率における実質収支は 20.8 億円の黒字、連結実質収支は 40.6 億円の黒字で、括弧内の数字は黒字比率です。
 ※4…①～④のいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を定め、自主的な財政の健全化を進めていかなければなりません。
 ※5…①～③のいずれかが財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を定め、国の監視下のもと、財政の健全化を進めていかなければなりません。
 ※6…資金不足比率が経営健全化基準を超えると経営健全化計画を定め、計画的な経営健全化対策に取り組まなければなりません。
 ※7…将来負担比率は、将来の財政悪化を示唆するものであるため、財政再生基準は設けられていません。

苦情などがある場合は取り止めていただく場合があります。市からのお願い
 ぐみは各家庭などで燃やして処理しないことが原則です。ぐみを燃やした時に発生する煙には、ダイオキシン類が含まれているだけでなく、臭いが洗濯物についてしまったりします。

また、煙が部屋に入るので窓が開けられず、ぜんそくなどの持病がある人には大変辛いものでもあります。また、火災になる危険もあるので、家庭ぐみは、分別して集積所に出すようお願いいたします。環境保全課環境指導班（☎内線 3615363）。

防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線から放送された内容を確認するためのテレホンサービス（フリーアクセス）を無料で聞くことができます。放送内容が分からなかったときや、もう一度聴きたいときは、

☎ 0800-800-0864

をご利用ください。操作方法の説明は、メッセージで確認できます。 ※これまでの防災行政無線テレホンサービス（☎④ 2900）を利用した場合、通話料は利用者負担となります。

防災メール

市では災害時などの情報伝達手段として、携帯電話やパソコンへのメール配信サービス「印西市緊急情報発信システム」を実施しています。このメール配信サービスは、どなたでも利用することができますが、あらかじめ『利用者登録』が必要になります。

なお、登録は無料ですが、『利用者登録』および『登録解除』の際の通信料、メールの受信、WEB 閲覧にかかる費用は、利用者の負担になります。

【防災メール『利用者登録』手順】

利用する通信機器から下のアドレスに「空」メールを送信してください。

b@inz.171k.jp



※詳細については、市ホームページ（http://www.city.inzai.chiba.jp）および市防災ホームページ（http://bousai.city.inzai.lg.jp）に掲載。 ■防災課防災班（☎内線 454）。